

区長（区担当理事）からの意見

戦略1-1 学力の向上

- ・ 学力向上の様々な取組が、学校にとって真に活用できているかの検証が必要ではないか。学校は多忙感や義務感が漂い、事業、施策のこなしになっている可能性がある。
- ・ 小中一貫した教育は施設一体型を除き進展していない。年に一、二度相互に学校を訪問した程度では連携したと言えず、結果の検証に疑義がある。現在のコーディネーター方式には限界があるのは明白である。学校の方針を決めるのは校長だからである。したがって、進展しているところは、校長同士の相性など属人的要素によるものか、「英語イノベーション」等の仕組みをもったところに限られる。これは本市教育委員会全体の目標となっているが、顕著な進展が見られないのは、教育委員会内にそれを推進する仕組みがないからである。例えば、指導主事は校種で別であり、区や小・中学校の事情に基づき具体的に一貫して推進する仕組みになっていない。
- ・ 英語イノベーション事業の導入など外国語教育の取組が進められているが、グローバルに活躍できる人材の育成には、ネイティブな英語に触れる機会がまだまだ不足している。小学校1～3年の低学年に「英語耳」を徹底的に身につけさせることが重要かつ不可欠である。アルファベットの正確な聞き取りは、英語力の基礎となり、将来の英語力に大きく影響する。
- ・ 言語活動の充実では、小・中学校の市立図書館からの貸出冊数を目標としているがそれが適切とは思えない。本市は「読書が好き」と答える児童の割合が全国平均より低く、児童の学力向上には読書量の向上が不可欠である。しかし、小学校の学校図書館の開館状況は週数日程度であり、しかも昼休みのみの開館で放課後の開館は少なく、児童の読書環境が十分とはとても言えない。また、小学校の司書教諭は兼務であり、読書を学力向上の中心とするなら、地域ボランティアの確保のみならず司書の充実を図るなど、学校教育の図書館活用を積極的に行う必要がある。教育委員会は人材確保のために、現実の把握と一層の情報公開、地域への協力要請をすべきである。
- ・ 土曜授業の実施回数が年3～6回にとどまっている。これは、校長に横並び意識があることや、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」により休日の振替に制限があり、夏休み等の期間に振り替えることができないことなどが考えられる。中学校については、年3回程度にとどまるのは部活動の関係もあるからであり、週休2日制になったときに生徒の居場所づくりからスポーツ大会が増えた経緯があるのでないか。とすれば、改善策として提示されているような家庭まかせの策ではなく、中学校については教育委員会が主導的にスポーツ大会を整理する働きかけを関係者に対し行わなければ、回数を増やすのは困難だと考える。

実施内容については、学力向上の取組よりもイベント系の取組が多く、保護者の土曜授業のイメージが授業や補習であるのに対して、その期待に応えられていないし、学力・体力の課題があるにも関わらずそれらの課題を解決する取組になっていない。一方、保護者や地域住民の参加を図る活動など、より多くの工夫や改善も見られ評価できる面もある。今後は、地域に根差したカリキュラムの取り入れなど、学校、児童と地域のコミュニティづくり、繋がり格差の解消を目指すツールとして活用すべきである。

また、土曜授業の実施に当たっては、区役所と地域の連携が必要である。学校の事業計画の策定が早くから決定されることもあり、日程調整等で区役所との連携が時期的に難しい面もあるが、地域住民や区役所との連携もより考慮して進めることで、土曜授業の効果もより上がると考える。

戦略1 - 2 道徳心・社会性の育成と健康・体力の保持増進

- ・ 児童虐待やいじめ・不登校等、児童・生徒の命に係わる重篤なケースについて、家庭環境や保護者の考え方が多様になってきていることを踏まえ、学校に対応を任せるだけでなく、こども相談センター、警察署、区子育て支援室等、福祉機関や一定の権限（立ち入り調査権など）を持っている部署が中心となって学校を支援する体制の強化とともに、要保護児童対策地域協議会と学校の一層の連携や、警察と区役所の情報共有、「報連相（報告・連絡・相談）」を円滑に行う体制の強化により、情報の即時交換と共有化を一層進める必要がある。
- ・ 防災教育は、防災意識を子どもたちからしっかり植え付け、地域に根付かせるために、カリキュラムの中に組み入れるべきである。そして、防災教育とともに、有事の際に自らを最大守る具体的な減災教育の充実も推進すべきである。

また、学校の防災教育は「学校内の防災」にとどまっている。防災教育が常に地域に開かれたものとして、より積極的に地域住民や区役所との連携や協力による一体的な防災教育の推進を進める必要がある。土曜授業を日曜に行うなどの地域連携の工夫を促したり、教育委員会から様々な事例を示して地域と連携した訓練を実現するようリードしたりすべきである。

さらに、地区防災計画を地域ごとに考えていく中で、ことに中学生については、地域の防災の担い手として、地域の中で、どういう動きができるかといった実現性の検討や意識の醸成が必要であり、防災教育の推進も、より実践的に検討することが必要だと考える。

- ・ 食育に関しては、中学校給食が全員喫食になったが、残食が多くなっている。生徒の食に対する知識や意識について、バランスのとれた食事をする事の大切さなどが十分に伝わっていないように思われる。また、「小中一貫した継続性に配慮した食に関する指導」の効果が各校において発揮しているようには見受けられない。中学校での全員喫食は今までにない環境の変化であるため、給食の改善と併せて、きめ細やかな食育指導が求められており、教育委員会事務局の先導も必要である。また、教職員の食育授業の取組が不足していると感じるが、中学校教員にこれまで給食指導の経験がないことが一因ではないか。学校からは、指導教員によって残食量に明らかな違いがあると聞いている。教職員の意識改革も含め研修などを通じたスキルの強化と授業への組み入れが必要である。また、中学校は栄養教諭等が不足しており、小学校は約120名（3校に1人）に対し、中学校は府からの加配があり、25年度は3名、26年度に8名に増員したが、小学校とのバランスは適正とは言いづらく、教育委員会が指導体制を適切に見直すべきである。

戦略1 - 3 幼児教育の推進と特別支援教育の充実

- ・ 幼児教育の推進については、幼児教育カリキュラムの活用による幼・保の違い（垣根）をなくした幼児教育の徹底推進と、保育士・教諭への研修を通じた意識改革の取組が重要である。
- ・ 特別支援教育の充実については、特別支援学級入級児童・生徒以外の普通教室で授業に参加している、一定の支援を要する児童・生徒（発達障がい児等）に対する支援が十分に行き届いていないため、人的支援を大幅に拡充すべきである。また、教育活動支援員・特別支援教育補助員の活動が校内に限られていることから、校外活動の拡大等を図る必要がある。

戦略2 - 1 学校の活性化

- ・ 校長によるマネジメントの強化については、校長戦略予算（加算配当分）の決定時期が遅いため、運営に関する計画と関連させた取組や行事を考えながら、予算立てをしている学校にとっては、

予算の運用が難しい。校長戦略予算が認定された学校のポイントを情報提供するなど、認定されなかった学校が来年度の予算申請での改善すべき点を認識できるようにすべきである。

また、教員を増員し、柔軟な学級編成、課題のある児童・生徒への対応、専門科目担当教員の配置等を校長の裁量で行えるよう体制整備を図るべきである。

- ・ 検証・改善サイクルの充実に関する業績目標には、「学校評価に関するPDCAサイクルが確立できた」と学校に自己評価させたものを採用しているが、それは学校協議会が評価すべきものであり、評価指標に違和感がある。
- ・ 子ども・保護者の意向を踏まえた就学校指定に当たっては、適正な競争環境を作るために各校の情報をオープンにして積極的に進めるべきである。
- ・ 校務負担を軽減するための環境整備については、ICTの活用を校長が率先してやることが重要である。現状では、校長のパソコンの利用や、メールへの対応をもっと促進させる必要がある。今後、校長への研修や指導を徹底すべきである。
また、各校の情報提供の窓口となるホームページは重要であるにも関わらず、学校によって質やアクセス数の差が大きい。パソコンの設置やネットワークなどの機能の整備をしても、使用方法がわからなければ活用できないため、ヘルプデスクの設置や学校巡回による指導も必要である。さらに、保護者の協力なども得ながら、校長のマネジメントにより、各校の特色を活かしたホームページのレベルアップを図るべきである。
- ・ 学校配置の適正化については、少子化が進む中、取組を推進する必要がある。
- ・ 学校施設の整備については、現場の声を聞き、区役所との連携により、予算編成や補修を実施すべきである。特に、流入人口の増加に伴い児童・生徒数が増加している区では、将来、現教室数では不足する学校が生じる見込みとなっており、対策を早急に検討する必要がある。
教室のエアコンは順次設置されているが、猛暑を考慮すると早急に設置を完了すべきである。また、中学校のエアコンは現在のクラス分の普通教室にしか設置されておらず、特別教室及びクラス数の増加にも対応できるよう一定の普通教室にも設置する必要がある。

戦略2 - 2 教職員の資質向上と能力発揮

- ・ 教育実践のイノベーションにつながる研究の推進について、教員の主体的な研究活動の優れた成果は表彰するとともに全校園で共有すべきである。
- ・ 若手教員の指導力向上については、教員採用試験の受験者が減少した結果、採用された教員のレベルが低下していることが教員の質の向上の妨げになっており、質の高い教員を採用できるよう方策を講じる必要がある。さらに、今後ますます若手教員が増加していくこと踏まえ、より効果的な研修内容や研修形態を再考する必要がある。例えば、区役所や地域関係者など異業種との交流により、広く教育以外での視野を深め、バランス感覚を養うことを制度として取り入れるべきである。

戦略3 - 1 学校・家庭・地域等の連携

- ・ 開かれた学校運営について、学校協議会はすべての学校で設立され運営されているが、協議の進め方やその内容など、更なる充実が不可欠である。
学校の活性化の手段とされる学校協議会が自律的な進展をする体制になっておらず、いまだ形のみで機能していないのは課題であり、教育委員会がしっかりリードすることが必要である。機能

させるための手段としては、条例にある区長を通じての「運営の補佐」を活用し、これにより学校協議会が自律的に進化する仕組みをつくるべきである。例えば、区長と区役所職員によるサポート体制を制度として組み込み、各学校協議会の会長と区長・区役所職員の定例会等を設置・開催することが必要である。

また、学校協議会委員の人は、チェックを受けるべき校長の推薦を区長が追認しているのが現状である。区長を最終推薦権限者にすることで、適切な人選を担保するとともに、推薦の責任を明確化することが重要である。さらに、委員の資質向上も重要である。研修会は教育委員会が責任をもって実施すべきで、委員には参加を「義務付け」るべきである。

なお、運営に関する計画の策定では、ルールを無視した、かなりずさんな手続が見られた。今後は教育委員会の事前チェック、事後チェックが必要である。例えば、学校協議会で諮った後に学校が運営に関する計画を訂正した場合には、次回の学校協議会でその訂正を受けたことを学校に報告させるべきである（記載内容に妥当性があるかより、ルールに則っているかを重視すべきであり、学校協議会で課題 目標 解決策というふうに説明していない学校があることは問題である。）。このことから、適正な開催日となるようにするなど、開催ルールの明確化と指導責任を指導主事に委ねることも重要である（運営に関する計画や校長経営戦略予算を提出する前に学校協議会を開催するというルールを守っていない学校がある。）。ルールに則った適正な審議を担保するためには、議事録の適正な作成と公開も不可欠である。さらに、報告フォームの見直し、ICレコーダーの導入、逐語録等の適切な記録をとることの検討をすべきである。あわせて、区役所の立会いと議事録へのサイン義務化も検討されるべきである。

さらに、開かれた学校づくりを推進していくためには、学校からの発信だけではなく、地域がもっと積極的に学校運営を支援し保護者を巻き込む仕掛けが必要であり、共同で取り組むという意識を高めることが重要である。

- ・ 教育コミュニティづくりの推進について、中学校の教育活動への支援の充実を図るためには、「学校元気アップ地域本部」の内容を見直し、再構築し、地域・保護者に周知する必要がある。

戦略3 - 2 生涯学習の推進

- ・ 知識創造型図書館の機能充実は、就労人口減少の中、高齢者の社会参加、子どもの早期職業体験、子どものビジネスアイデアの学習など職への可能性を生みだすきっかけになりうるが、認知度が低い。教職員への周知も併せて必要である。

戦略4 - 2 適切な生徒指導のあり方や運動部における適切な指導方法の確立

- ・ 児童・生徒の問題行動等の指導における、体罰・暴力は絶対に許されてはならないのは当然であるが、生活指導方法の確立、多発する生徒の教師への暴力に対する対策・サポート、指導が入らない児童・生徒、その保護者に対する教員をはじめ学校関係者以外の指導・監督できる専門家による学校の支援を併せて検討する必要がある。